

## 香美市子ども・子育て会議の役割について

## 1. 会議の目的

平成27年4月、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

「香美市子ども・子育て会議」は、この新制度に関する香美市の子ども・子育て支援事業計画の策定や子ども・子育て支援に関する事業の推進に関して必要な事項や事業の円滑な実施について協議を行うために、「香美市子ども・子育て会議条例」により設置するものです。

## 2. 主な審議事項

## (1) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理

平成27年3月に策定した「香美市子ども・子育て支援事業計画」は教育・保育施設の需要量、提供体制、子ども・子育て支援施策全般についてまとめている5カ年の計画ですが、各年度における実績や実施状況などを点検・評価し、その結果を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について

子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べます。

## (3) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員について

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育施設など）の利用定員を設置する場合に適切か審議を行います。

## (4) 子ども・子育て支援に関する施策全般について

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議を行います。

## 子ども・子育て支援法第77条（抜粋）（市町村における合議制に機関）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設置に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。